



きのこの生産資材 導入支援事業説明会

森林課 森林経営管理室

1

事業概要

- 事業の目的:

生産資材価格高騰によるきのこ生産者の経営への影響緩和のため、次期生産に必要な生産資材費を支援します。

- 支援の対象者:

自らきのこ生産を行いきのこの販売収入が事業収入の過半を占める者。

- 支援金額

補助金の額 = 定額の支援単価 × 次期生産量

2

定額支援 単価とは

令和4年に上昇した生産資材の価格から計算。品目ごとに下記の値段で決定済み。

品目	支援単価1/2相当	支援単価7/10相当
しいたけ(原木)	13.8 円/kg	19.4 円/kg
しいたけ(菌床)	21.0 円/kg	29.4 円/kg
ぶなしめじ	8.4 円/kg	11.8 円/kg
くろあわびたけ	4.7 円/kg	6.6 円/kg
ひらたけ	11.6 円/kg	16.2 円/kg
まいたけ	7.6 円/kg	10.7 円/kg
きくらげ	19.3 円/kg	27.0 円/kg
なめこ	4.7 円/kg	6.6 円/kg

きのこ生産に係る経営費のうち燃油費が15%を超える取組実施者については10分の7相当額とする。

3

次期生産 量とは

- ①令和4年(令和4年度)の生産量
 - ②令和元年から令和3年(令和元年度から令和3年度)の平均生産量
- ①②のいずれか低い方

例

菌床しいたけの生産をしていて

令和4年の生産量が1200kg

令和元年～令和3年平均生産量が1000kgの生産量の生産者の場合

→低い令和元年～令和3年平均生産量が使われる。

$21.0\text{kg}/\text{円} \times 1000\text{kg} = 21,000\text{円}$ の補助が受けられる

※上限500万円

4

申請について

- ①申請要件
- ②申請に必要な書類

5

申請要件

- ・きのこの販売収入が事業収入の過半を占める者
→収益を得るために行った事業による収入

事業収入に含まれるもの

- ・きのこ以外の農産物(米、たけのこ、野菜など) の販売収入

事業収入に含まれないもの

- ・事業を継続するための補助金(コロナ関係の交付金など)
- ・年金

6

申請に必要な書類

【生産者→県】赤字は該当者のみが提出

- ①きのこの生産資材導入支援取組計画書承認申請書
要領 様式第1-1号、別添、**様式第1-2号(取りまとめ者のみ)**
- ②きのこ生産コスト低減等実施計画書(チェックシート)
要領 様式第2号 チェックシート
- ③きのこの販売収入が事業収入の過半を占めることを証明する書類
(確定申告書など)
- ④令和元年～令和4年までの生産量が分かる書類(出荷伝票など)
- ⑤**経営費に占める燃油費の割合15%以上を証明する書類(該当者のみ)**

※8月10日(木)目安

【県→生産者】

- ・きのこの生産資材導入支援取組計画書承認通知について 要領 様式第3号

【生産者→県】

- ①千葉県きのこの生産資材導入支援事業補助金交付申請書
要綱 第1号様式(第3条)
- ②誓約書 要綱 第9号様式
- ③役員等名簿 要綱 第10号様式

※9月8日(金)締め切り

7

きのこ生産コスト低減等実施計画書(チェックシート)

- ・生産資材の国産化(必須)

→菌床など生産に使用する資材の国産化を図る。

自家生産した菌床を使っている生産者→一部資材が国産のものである。

購入した菌床を使っている生産者→一部を国内で購入している。

- ・コスト低減に対して取り組む必要がある。

チェックシートに15個以上○がついてなければならない。

そのうち2つは新しい取組、強化した取組◎である必要がある。

8

計画に変更がある場合

9

事業計画の変更（該当者のみ）

・書類の提出後に書類の内容を変更する場合は、事業計画書を再度提出する必要がある。

提出書類

- ・きのこの生産資材導入支援取組計画書変更承認申請書
要領様式第1-1号、別添、様式第1-2号(取りまとめ者のみ)

10

申請後に行うこと

- ①実績報告
- ②交付請求
- ③取組中間報告
- ④取組実施状況報告書
- ⑤証拠書類の保存

11

①取組事業実績の報告

生産量などについて実績を報告。

令和5年10月6日(金)締め切り

提出書類

- ・千葉県きのこの生産資材導入支援事業実績報告書(要綱第5号様式)
- ・きのこの生産資材導入支援取組実績報告書(要領様式第4号)
- ・きのこの生産資材導入支援取組実績報告書(要領様式第1-1別添)

(様式第1-2) 取りまとめ者のみ

12

② 交付請求

実績報告が完了後、県から額の確定(要綱第6号様式)を受理したのち、交付請求を行う。

令和5年11月2日(木)締め切り

提出書類

千葉県きのこの生産資材導入支援事業補助金交付請求書(要綱第7号様式)

※交付請求後 請求書に記載した口座に補助金が振り込まれる。

13

③ 取組中間報告

きのこ生産コスト低減等実施計画書(チェックシート)にて記載した取組の実施状況について、中間報告を行う。

令和5年11月30日(木)締め切り

提出書類

取組中間報告書(要領様式第9号)

14

④取組実施状況報告書

計画書の取組実施状況について、取組実施状況報告書を提出する。

令和6年9月30日(月)締め切り

提出書類

- きのこの生産資材導入支援取組実施状況報告書(要領様式第5号)
- きのこの生産資材導入支援取組実施状況報告書(要領別添)
- きのこ生産コスト低減等実施報告書(要領様式第6号チェックシート)

15

⑤証拠書類の保存

以下に掲げる書類を作成又は収集し、5年間保存するとともに林野庁長官や都道府県知事から求めがあった場合には、その書類又はその写しを提出しなければならない。

- (1) 実施計画書の取組を実施したことが確認できる書類(作業日誌等)
- (2) 取組実施者のきのこの販売収入が事業収入の過半を占めることを証する書類、次期生産量の算出根拠となる資料(出荷伝票等)、経営費に占める燃油費の割合を証する書類

(2)は申請時に提出するので保存するのみで問題ないが、(1)は申請後につける日誌のため、各生産者で作成し保存する必要がある。

16

作業日誌の作成

チェックシートに記載の国産化・コスト低減について実際に取り組んでいるのかを作業日誌にまとめる。

- ・書類上で確認できるもの→証拠書類の保存
(例.生産資材の国産化、コスト低減>出荷>1>包装資材の脱プラスチック化)
 - ・写真で確認できるもの→写真の保存
(例.コスト低減>燃油暖房機>1>燃料用新鮮空気を取り入れ口)
- 取り組んだ日付を記載し、証拠書類として保存する。

17

チェックシートと作業日誌

チェックシートに記載事項の取組について作業日誌に記入するところ

- ・ 令和3年度までの取組。
→過去の取組のため、証明が難しく、作業日誌には記載不要
- ・ 令和4～5年度
→写真などとともに作業日誌に記載できる内容。
15個の○、◎の取組について作業日誌に記載。
令和4年はじめに取り組み済みで証明が難しい場合は再度取り組んだ様子を作業日誌に記載(清掃関係など)

18

書類の提出先

メール sinkou@mz.pref.chiba.lg.jp

郵送 〒260-8667
千葉県中央区市場町1-1 千葉県 農林水産部 森林課 森林経営管理室 行

電話番号 043-223-2966

メールか郵送で書類の送付をお願いします。